

平成28年2月12日
四国地方整備局

「第5回 四国圏広域地方計画協議会 及び 四国地方の社会資本整備戦略会議 合同会議」の開催について

四国圏では、2050年という長期を展望しつつ、今後概ね10年における四国圏の自立的・持続的な発展に向けた将来展望を描く「四国圏広域地方計画」の策定を進めているところです。

また、昨年9月に策定された社会資本整備重点計画（全国計画）を受け策定することとなった「四国ブロックの社会資本整備重点計画」については、四国圏広域地方計画で示された四国圏の発展に向けた取組を実現するための重要な手段となります。

両計画は、緊密な連携のもと策定に向け議論を進めており、この度、各々の計画原案をとりまとめるため、下記のとおり合同会議を開催します。

「第5回 四国圏広域地方計画協議会 及び 四国地方の社会本整備戦略会議 合同会議」

1. 日 時：平成28年2月17日（水）13：30～15：30
2. 場 所：アルファあなぶきホール 多目的大会議室「玉藻」
（高松市玉藻町9-10）
3. 資 料：議事次第（資料1）
四国圏広域地方計画協議会構成員名簿（資料2）
四国地方の社会資本整備戦略会議構成員名簿（資料3）
広域地方計画と社会資本整備重点計画の関係（資料4）
両計画の策定スケジュール（資料5）
4. 公開について：当日は報道席を設けており、受付を経てご入場いただけます。本会議の資料は会場にて配布します。
なお、撮影は議題に入るまでとさせていただきます。

○本件に関する問い合わせ先

国土交通省 四国圏広域地方計画推進室

四国地方整備局 企画部 広域計画課 中岡、阿部

Tel：087-811-8309

【参考】四国圏広域地方計画に関するHPは下記のとおりです。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/kokudokeikaku/index.html>

第 5 回四国圏広域地方計画協議会 及び
四国地方の社会資本整備戦略会議 合同会議
議 事 次 第 (案)

日時：平成 28 年 2 月 17 日 (水)

13:30～15:30

場所：アルファあなぶきホール

小ホール棟 5階

多目的大会議室「玉藻」

1. 開 会

2. 議 事

- 1) 四国地方の社会資本整備戦略会議 規約 (改正案) について
- 2) 新たな四国圏広域地方計画について
 - ・ 新たな四国圏広域地方計画計画原案について
 - ・ 同計画に係る市町村計画提案について
- 3) 四国ブロックの社会資本整備重点計画について
 - ・ 四国ブロックの社会資本整備重点計画 (原案) について
- 4) 意見交換
- 5) その他

3. 閉 会

四国圏広域地方計画協議会 構成員

警 察 庁	四国管区警察局長
総 務 省	四国総合通信局長
財 務 省	四国財務局長
厚生労働省	中国四国厚生局長
農林水産省	中国四国農政局長
〃	林野庁四国森林管理局長
経済産業省	中国经济産業局長
〃	四国経済産業局長
国土交通省	四国地方整備局長
〃	四国運輸局長
〃	大阪航空局長
〃	気象庁大阪管区气象台長
〃	海上保安庁第五管区海上保安本部長
〃	海上保安庁第六管区海上保安本部長
環 境 省	中国四国地方環境事務所長
徳島県知事	
香川県知事	
愛媛県知事	
高知県知事	
徳島県市長会長	
徳島県町村会長	
香川県市長会長	
香川県町村会長	
愛媛県市長会長	
愛媛県町村会長	
高知県市長会長	
高知県町村会長	
四国経済連合会長	
四国商工会議所連合会長	

四国地方の社会資本整備戦略会議 構成員

農林水産省	中国四国農政局長
国土交通省	四国地方整備局長
〃	四国運輸局長
〃	大阪航空局長
	国土地理院四国地方測量部長
〃	気象庁大阪管区气象台長
〃	海上保安庁第五管区海上保安本部長
〃	海上保安庁第六管区海上保安本部長
徳島県知事	
香川県知事	
愛媛県知事	
高知県知事	
四国経済連合会長	

広域地方計画と社会本整備重点計画の関係



国土交通省

	広域地方計画 ～長期的な広域ブロックづくりの指針～	地方ブロックの社会資本整備重点計画 ～地方ブロックにおける社会資本整備の具体的計画～
目的	新たな国土形成計画（全国計画）が目指す『対流促進型国土』の形成に向け、広域ブロックにおける 国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画 として定める。	社会資本整備重点計画に基づき、各地方の特性に応じて社会資本を重点的、効率的、効果的に整備するため、地方ブロックにおける 社会資本整備の具体的な計画 として定める。
計画の対象	国土の利用、整備及び保全に関する府省にまたがる施策全般	道路、空港、港湾、下水道、河川等の 社会資本整備事業
計画期間	今後概ね 10年間	H32年度までの約5年間
根拠法等	国土形成計画法	社会資本整備重点計画（全国計画）
計画に盛込む内容（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○地方ブロックの現状と課題 ○発展に向けた基本方針と取組内容 ○広域プロジェクト （目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策及び他の地方ブロックとの連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方ブロックの現状と主要課題 ○目指すべき将来の姿と社会資本整備の基本戦略 ○社会資本整備の重点目標 ◇プロジェクト毎に「課題と目指す姿」「重点施策」「指標」「主要取組」を一連のストーリーとしてとりまとめ ◇主要取組として個別事業に加え「賢く使う取組」「集約・再編」も記載 ◇取組の時間軸を明確化し、ストック効果を見える化

『新たな四国圏広域地方計画』及び『四国ブロックの社会資本整備重点計画』の策定スケジュール

新たな四国圏広域地方計画	四国ブロックの社会資本整備重点計画
平成27年3月23日	
平成27年8月14日	
平成27年9月8日	
平成27年10月22日 ～11月18日	平成27年9月18日 平成27年10月
平成27年12月14日	平成28年2月17日
平成28年2月17日	
平成28年2月中旬～	
平成28年3月	

広域地方計画協議会（骨子とりまとめ）

国土形成計画（全国計画）閣議決定

広域地方計画協議会（中間整理とりまとめ）

市町村からの計画提案募集

中国圏・四国圏広域地方計画合同協議会
（共通課題のとりまとめ）

広域地方計画協議会（計画原案とりまとめ）

パブリックコメント

計画画決定

社会資本整備重点計画 閣議決定

有識者との意見交換実施

社会資本整備戦略会議

パブリックコメント

計画画決定